

名古屋大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に
おける留意事項（対学生・入学希望者以外の方版）

平成 28 年 3 月 18 日役員会裁定

第 1 基本方針

名古屋大学（以下「本学」という。）は、学術憲章にある基本的理念に則り、自由闊達な学風の下、人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献することを、その使命とする。とりわけ、人間性と科学の調和的発展を目指し、人文科学、社会科学、自然科学をともに視野に入れた高度な研究と教育の基幹的総合大学としての責務を持続的に果たす。

平成 25 年 6 月に制定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的としている。

本学は、このような法の趣旨に則り、障害者差別の解消に向け、本学における教育、研究その他の関連する活動全般において、そこに参加する者すべてが、障害等を理由に不当な差別を受けることなく、その個性と能力を十全に発揮しうる公正な教育・研究・労働環境を整備すると同時に、そこに平等に参画できるように努める。

第 2 定義

この留意事項（対学生・入学希望者以外の方版）において、名古屋大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 27 年度要領第 1 号。以下「要領」という。）第 3 条第 1 号に規定する「本学における教育、研究その他の関連する活動全般において、そこに参加する者すべて」とは、本学に在籍する学生（特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生、生徒等を含む。）及び本学に入学を希望する者以外の者のうち、本学が実施するすべての教育・研究活動及び本学が実施する行事並びにそれらの活動に伴う学内施設等の利用等において、そこに参加する者を指す。

第 3 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することになるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例として、例えば、次のようなものがある。

なお、以下の例については、要領第8条第2項で示した正当な理由が存在しないことを前提とする。

(障害を理由とする機会提供の拒否又は制限)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を劣後させる。
- 障害を理由に書面の交付，資料の送付，パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に本学が主催する式典，行事，説明会，シンポジウムへの出席を拒む。
- 個別の状況を考慮せずに，障害を理由に，介助者の同行，書類の提出を求める等の条件を付ける。
- 障害を理由に公開されている施設の利用を拒む。

(障害に関連する事由による機会提供の拒否又は制限)

- 合理的配慮の提供ができないことを理由に，機会提供の拒否又は制限を付ける。
- 情報保障者の手配ができないことを理由に，機会提供の拒否又は制限を付ける。
- 介助者(動物)又は情報保障者の帯同が認められないことを理由に，機会提供の拒否又は制限を付ける。
- 障害者が使用している機器，車椅子，義手，松葉杖等を理由に機会提供の拒否又は制限を付ける。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

(基本的な考え方)

要領を踏まえ、教育、研究その他の関連する活動全般を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を行う。

合理的配慮は、教育・研究その他本学が行う活動の目的、内容及び機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害がない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び教育・研究その他本学が行う活動の目的、内容及び機能の本質的な変更には及ばないものであることに留意する。

また、障害者は、その状態・特性等が多様なだけでなく、障害を併せ有する場合がありますこと及び時間的な経緯等により障害の状態又は病状が変化する場合もあることに留

意する。

(意思の表明が困難な場合)

意思の表明及び意思疎通には、発声・発語によるものだけでなく、言語（音声言語及び手話その他の形態の非音声言語）、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段並びに様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）によるものがある。

障害者の意思の表明には、上述のように複数の方法があること並びにそれぞれにおいて第三者を介する（通訳等）、又は第三者により補佐及び代弁される（家族、介助者、専門家等）ことがあり得ることに留意する。その際は、誤解又は過度な干渉等が生じることのないよう留意し、障害者の意思を十分に尊重するよう努める。

また、意思の表明が困難な障害者が家族、介助者等を伴っておらず、本人の意思の表明も第三者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であること等により、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかける等、自主的な取組に努める。

(過重な負担の基本的な考え方)

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面又は状況に応じて総合的・客観的に判断するよう努める。

また、過重な負担に当たると判断された場合、役職員は障害者にその理由を説明した上で、理解を得るよう努める。

- 教育、研究その他本学が行う活動への影響の程度（その目的、内容又は機能を損なうか否かをいう。）
- 実現可能性の程度（物理的及び技術的制約並びに人的及び体制上の制約をいう。）
- 費用及び負担の程度
- 本学の規模並びに財政及び財務状況

(合理的配慮の決定)

本学が合理的配慮の決定をするに当たっては、本人を含む関係者間において、可能な限り合意形成及び共通理解を図った上で決定し、提供しなければならない。過重な負担に当たると判断される等の理由で、障害者本人の要望を尊重した配慮ができない場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

また、合理的配慮の決定は、本学の責任において行うが、その決定過程においては、

必要に応じ、学外の専門家等の第三者による意見を参照する。

(合理的配慮に該当し得る具体例)

合理的配慮は、具体的な場面又は状況、障害の特性等に応じて異なり、多様かつ個性が高いものであり、既存の方法論に捉われない等の創造性が求められる場合もあることに留意する。

なお、以下の具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意する。

(学内移動又は施設・設備利用において必要な配慮の具体例)

- 車椅子利用者のために、段差にスロープを設置し、又は簡易スロープを用意する。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す、パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 移動に困難のある障害者のために、利用する施設等の近くに駐車場を確保する。
- 車椅子利用者が段差を超えられない場合に、段差を乗り越えるための補助を行う。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合には、会場の座席位置を扉付近にする。
- 障害により疲労しやすい等の障害者に対して、休憩室又は休憩スペースの確保等の対応を行う。
- 災害又は事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- 視覚障害者等学内の移動に困難のある者の移動補助を行う。

(情報保障及び意思疎通のために必要な配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 視覚障害者に資料等を送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。
- 聴覚による情報処理が不得手で、視覚による情報処理が得意な障害者に対して説明する際、イラスト等で分かりやすく伝える。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読といった配慮を行う。
- 抽象度の高い表現、比喩的表現等といった間接的な表現が伝わりにくい場合、より

直接的な表現を使って説明する。

- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合、指示を書面で伝える。
- 障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記する等の配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚若しくは聴覚に障害のある者又は知的障害者に対し、ゆっくり、丁寧な説明を心がける等の配慮を行う。
- 視覚障害者にトイレ等の位置を口頭で伝える。
- 大学が主催する行事に関するアンケート等を実施する際は、障害のある者でも回答できるように留意する。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 事務手続き等の際に、役職員が必要書類の代筆を行う。
- 障害者支援機器が充実している学内設備の使用を優先する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 移動に困難のある障害者のために、施設出入口近くへの車両の乗り入れ又はアクセスしやすい場所での乗降を認める。
- 駐車場等において、障害者の来学が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 入館時にICカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性及び施設の状況に応じて別室を準備する。
- 本来、外部の人々の立ち入りを禁止している施設又は建物において、介助者等の立ち入りを認める。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、介助者等の同席を認める。

第5 情報公開

法は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとされており、また、本学の学術憲章において、学術研究活動を通じた社会貢献が謳われていることから、障害を理由とする差別を解消するための取組に資する情報、

活動，そして研究等の発信を行うよう努める。

第6 事務又は事業の委託等に関する留意点

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)の第4には、「事務・事業の一環として設置・実施し，事業者に運営を委託等している場合は，提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう，委託等の条件に，対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。」と記述されている。

上記のことを踏まえ，本学が事務又は事業を外部機関に委託等する場合には，委託等の条件に，本学が委託等をせずに事務又は事業を実施する場合と同等の対応が図られるよう，要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努める。